

令和5年3月22日

青森県教育委員会第890回定例会

期 日 令和5年3月22日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

### 3 議 案

- 議案第1号 「学校における働き方改革プラン」について …………… 2  
○議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について …………… 3  
○議案第3号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則  
の整備に関する規則案について …………… 4  
○議案第4号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する  
規則の一部を改正する規則案について …………… 1 3  
○議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案  
について …………… 1 7  
○議案第6号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規  
則案について …………… 2 0  
○議案第7号 博物館の登録に関する規則の一部を改正す  
る規則案について …………… 2 4  
○議案第8号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定  
及び県有形民俗文化財の指定について …………… 3 4

### 4 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …………… 3 5

### 5 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 令和 4 年度青森県一般会計補正予算（第 6 号）案（教育委員会所管分）

# 議案第 1 号

## 「学校における働き方改革プラン（令和 5 年度～ 令和 7 年度）」について

本県の学校における働き方改革を推進するため、「学校における働き方改革プラン（令和 5 年度～令和 7 年度）」を別紙のとおり定める。

## 議案第 2 号

### 青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県文化財保護審議会委員の委嘱を解く

柴田真理子

青森県文化財保護審議会委員に任命する

小形 浩子

任期は令和 5 年 3 月 2 3 日から令和 6 年 4 月 8 日までとする

令和 5 年 3 月 2 2 日

青森県教育委員会

# 議案第3号

## 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の 整備に関する規則案について

### 1 提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることや定年前再任用短時間勤務制が導入されること等への対応が必要となるため、以下の規則について、所要の整備を行うものである。

- ・ 産業教育手当支給規則
- ・ 定時制通信教育手当支給規則
- ・ 学校職員の育児休業等に関する規則
- ・ 指導改善研修の実施に関する規則
- ・ 青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則案

地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

### 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則

(産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

- 一 産業教育手当支給規則（昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号）第一条
- 二 定時制通信教育手当支給規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号）第二条

(学校職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二条第一項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第一号様式中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第三条 指導改善研修の実施に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 条件付採用期間中の職員
- 二 臨時的任用職員
- 三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員
- 四 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九條第二項に規定する暫定再任用職員  
(青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則の一部改正)

第四条 青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則（平成二十八年二月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「非常勤講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「臨時的任用職員」に、「同法」を「地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



○産業教育手当支給規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第一条 産業教育手当の月額は、一万二千六百元（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十九條の八第一項の規定により定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第一条 産業教育手当の月額は、一万二千六百元（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十九條の八第一項の規定により定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。</p>

○定時制通信教育手当支給規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

>

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第二条 定時制通信教育手当の月額は、一万二千六百元（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第二条 定時制通信教育手当の月額は、一万二千六百元（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>

○学校職員の育児休業等に関する規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する県立学校の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。以下同じ。）を除く。）（以下「<u>県立学校職員</u>」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（非常勤職員を除く。）（以下「<u>市町村立学校職員</u>」という。）の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とさ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する県立学校の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。以下同じ。）を除く。）（以下「<u>県立学校職員</u>」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（非常勤職員を除く。）（以下「<u>市町村立学校職員</u>」という。）の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする<u>再任用短時間勤務職員等</u>が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該<u>再任用短時間勤務職員等</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該</p>

れた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

三・四（略）

2（略）

育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

三・四（略）

2（略）

第1号様式（第2条関係）

育児休業承認請求書

青森県教育委員会 殿		年 月 日
所屬名 職氏名		
下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> ①育児休業の承認（②の承認を除く。） <input type="checkbox"/> ②同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合には限る。） <input type="checkbox"/> ③育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> ④育児休業の期間の再度の延長 <input type="checkbox"/> ⑤の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち西任前再任用組員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(注) 1 この請求書には、請求（定年前再任用組員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書）を添付すること（写しでも可）。  
 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。  
 3 定年前再任用組員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。  
 4 配偶者欄には、定年前再任用組員等が1歳6か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。  
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養育する場合には養育組織の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について既に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。  
 6 該当する口には、レ印を記入すること。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第2条関係）

育児休業承認請求書

青森県教育委員会 殿		年 月 日
所屬名 職氏名		
下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> ①育児休業の承認（②の承認を除く。） <input type="checkbox"/> ②同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合には限る。） <input type="checkbox"/> ③育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> ④育児休業の期間の再度の延長 <input type="checkbox"/> ⑤の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち西任前再任用組員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(注) 1 この請求書には、請求（西任前再任用組員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書）を添付すること（写しでも可）。  
 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。  
 3 西任前再任用組員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。  
 4 配偶者欄には、西任前再任用組員等が1歳6か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。  
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養育する場合には養育組織の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について既に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。  
 6 該当する口には、レ印を記入すること。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

○指導改善研修の実施に関する規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、<u>県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>一 <u>条件付採用期間中の職員</u></p> <p>二 <u>臨時的任用職員</u></p> <p>三 <u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員</u></p> <p>四 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九條第二項に規定する暫定再任用職員</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、<u>県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（条件付採用期間中の職員、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤の講師を除く。）をいう。</u></p> <p>2 (略)</p>

○青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(臨時的任用職員を除く。)をいう。)及び県教育委員会が任用する会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員をいう。)のうち県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除く全ての職員(以下「職員」と総称する。)について実施するものとする。</p>	<p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)をいう。)及び県教育委員会が任用する会計年度任用職員(同法第二十二条の二第一項に規定する職員をいう。)のうち県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除く全ての職員(以下「職員」と総称する。)について実施するものとする。</p>

# 議案第4号

## 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることとなり、地方公共団体における個人情報保護制度の根拠が条例から同法に移行すること等への対応が必要となるため、所要の整備を行うものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

### 5 その他

附則第2項の青森県個人情報の保護に関する条例の条例番号については未決定であるため、公布の際に確認し、記入することとする。

## 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十二号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

第三条第一項第十号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

第四条第一項中「暇がないと認められる」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に青森県個人情報の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第 号）附則第二項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号。以下「旧条例」という。）第十四条第一項若しくは第二項（旧条例第二十六条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十二条第一項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。



青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 <u>個人情報保護に関する法律</u> (平成十五年法律第五十七号) の施行に関する次のこと。</p> <p>イ <u>第八十二条第一項</u>の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び<u>同条第二項</u>の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。</p> <p>ロ <u>第九十三条第一項</u>の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。</p> <p>ハ <u>第一百一条第一項</u>の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。</p> <p>二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 <u>青森県個人情報保護条例</u> (平成十年十二月青森県条例第五十七号) の施行に関する次のこと。</p> <p>イ <u>第十六条第一項</u>の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び<u>同条第三項</u>の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。</p> <p>ロ <u>第二十九条第一項</u>の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。</p> <p>ハ <u>第三十五条第一項</u>の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。</p> <p>二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 <u>個人情報保護に関する法律</u>の施行に関する次のこと。</p> <p>イ <u>第八十二条第一項</u>の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び<u>同条第二項</u>の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>ロ <u>第九十三条第一項</u>の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 <u>青森県個人情報保護条例</u>の施行に関する次のこと。</p> <p>イ <u>第十六条第一項</u>の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び<u>同条第三項</u>の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>ロ <u>第二十九条第一項</u>の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人</p>

<p>情報の訂正をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>ハ <u>第百一条第一項</u>の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第四条 緊急を要する案件でかつ、会議を招集する<u>時間的余裕がないことが明らかであるとき</u>又は会議が成立しないときは、教育長に当該事務を臨時に代理させる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>情報の訂正をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>ハ <u>第三十五条第一項</u>の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第四条 緊急を要する案件でかつ、会議を招集する<u>暇がないと認められるとき</u>又は会議が成立しないときは、教育長に当該事務を臨時に代理させる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

# 議案第5号

## 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

青森県立金木高等学校等の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

令和3年度から募集停止とした青森県立金木高等学校、青森県立木造高等学校深浦校舎、青森県立板柳高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立三本木農業高等学校及び青森県立五所川原工業高等学校を廃止することに伴う所要の整備を行うものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立金木高等学校、深浦校舎、青森県立板柳高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立三本木農業高等学校及び青森県立五所川原工業高等学校の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後					改正前				
別表第一					別表第一				
名称	位置	課程	学科	修業年限	名称	位置	課程	学科	修業年限
(略)					(略)				
(削除)					青森県立金木高等学校	五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年
青森県立木造高等学校	つがる市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立木造高等学校	つがる市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年
(削除)					深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年
(削除)					青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年
(削除)					青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年
(略)					(略)				
(削除)					青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科 観光科	三年
(略)					(略)				
(削除)					青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字六落瀬	全日制の課程	普通科	三年
(略)					(略)				
(削除)					青森県立三本木農業高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年
(略)					(略)				
(削除)					青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年
(略)					(略)				

# 議案第6号

## 青森県立学校管理規則の一部を改正する 規則案について

### 1 提案理由

「分校主事」を廃止するほか、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどることとしている「分校主事」について、既に配置していないこと等により廃止するほか、地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴う所要の整備を行うものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十七条第五項」を「第三十七条第八項」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十七条中「の小学部及び中学部」及び「、高等部にあつては特別活動及び自立活動」を削る。

第十七条の二中「、分校主事」を削る。

第三十三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県立学校管理規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(職務代理等の順序の届出)</p> <p>第八条 校長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第三十七条第八項</u>の規定により、校長の職務を代理し、又は行う教頭の順序を定めたときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>第九条及び第十条</u> 削除</p> <p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校にあつては特別の教科である道徳、特別活動及び自立活動、中学校にあつては特別の教科である道徳及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p> <p>(専決)</p> <p>第十七条の二 教頭又は事務長は、別に定めるところにより、校長の事務の一部を専決する。</p> <p>(舎監)</p> <p>第三十三条 (略)</p>	<p>(職務代理等の順序の届出)</p> <p>第八条 校長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第三十七条第五項</u>の規定により、校長の職務を代理し、又は行う教頭の順序を定めたときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。</p> <p>第九条 削除</p> <p>(分校主事)</p> <p>第十条 <u>分校に分校主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>2 <u>分校主事は、校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>分校主事は、当該分校勤務の教諭の中から、校長の意見をきき、委員会が命ずる。</u></p> <p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校<u>の小学部及び中学部</u>にあつては特別の教科である道徳、特別活動及び自立活動、<u>高等部</u>にあつては特別活動及び自立活動、中学校にあつては特別の教科である道徳及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p> <p>(専決)</p> <p>第十七条の二 教頭、<u>分校主事</u>又は事務長は、別に定めるところにより、校長の事務の一部を専決する。</p> <p>(舎監)</p> <p>第三十三条 (略)</p>



<p>2 (略)</p> <p>3 舎監は、当該学校の教諭（高等学校にあつては、教諭、養護教諭、講師（常時勤務の職員及び地方公務員法<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は実習助手）の中から校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 舎監は、当該学校の教諭（高等学校にあつては、教諭、養護教諭、講師（常時勤務の職員及び地方公務員法<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は実習助手）の中から校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</p>
---	---

# 議案第7号

## 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則について所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

#### (1) 定期報告

博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、県教育委員会へ定期的に報告しなければならないこととなったことから、このことに関する規定を加える。【第6条関係】

#### (2) 様式

これまで定めなかった登録の申請、登録の変更、登録の廃止に係る様式を新規に定めるとともに、上記(1)の規定追加に伴い、定期報告に係る様式を新たに定める。

#### (3) その他所要の整備

博物館法の条項移動等に伴い、所要の整備を行う。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日

## 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「博物館登録申請書」の下に「（第一号様式）」を加え、「教育委員会」を「青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「登録要件」を「登録」に改め、同条中「第十二条」を「第十三条第一項」に、「登録要件」を「登録」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「取消にあたり」を「取消しに当たり」に、「行ない、又は学識経験者の意見を徴する」を「行う」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録原簿）

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、第二号様式のとおりとする。

第五条の見出し中「登録事項等の」を削り、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等の」を削り、「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届（第三号様式）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条を削る。

第六条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館廃止届」の下に「（第五号様式）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（定期報告）

第六条 法第十六条の規定による定期報告は、博物館運営状況報告書（第四号様式）を教育委員会に提出して行うものとする。

別記様式を削り、附則の次に次の五様式を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

申請者名

博物館登録申請書

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

注 1 博物館法第12条第2項に規定する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第4条関係）

博物館登録原簿

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号 第 号		
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 住 所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

設 置 者 名

博 物 館 登 録 事 項 変 更 届

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

注 1 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会 殿

設 置 者 名

博 物 館 運 営 状 況 報 告 書

博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

登 録 番 号	
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
学 芸 員 の 人 数	
年 間 開 館 日 数	

注 1 博物館の運営の状況が確認できる書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



第5号様式（第7条関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

設置者名

博物館廃止届

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

博物館の登録に関する規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）<u>第二十二</u>条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第二条 法第十二条第一項の規定による博物館の登録の申請は、博物館登録申請書（<u>第一号様式</u>）を青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出して<u>行うものとする。</u></p> <p>(登録の審査等)</p> <p>第三条 教育委員会は、法第十三条第一項の規定による<u>登録の審査又は法第十九条第一項の規定による登録の取消しに当たり、</u>必要があるときは、<u>実地調査を行うことができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）<u>第十六</u>条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第二条 法第十条の規定により青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）<u>に備える博物館登録原簿は、別記様式のとおりとする。</u></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三条 法第十一条第一項の規定による博物館の登録の申請は、博物館登録申請書を教育委員会に提出して<u>行なうものとする。</u></p> <p>(登録要件の審査等)</p> <p>第四条 教育委員会は、法第十二条の規定による<u>登録要件の審査又は法第十四条第一項の規定による登録の取消しに当たり、</u>必要があるときは、<u>実地調査を行ない、又は学識経験者の意見を徴することができる。</u></p>

<p><u>(登録原簿)</u></p> <p>第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、<u>第二号様式のとおりとする。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p>第五条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、<u>博物館登録事項変更届(第三号様式)</u>を教育委員会に提出して<u>行うものとする。</u></p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第六条 法第十六条の規定による定期報告は、<u>博物館運営状況報告書(第四号様式)</u>を教育委員会に提出して<u>行うものとする。</u></p> <p>(博物館の廃止の届出)</p> <p>第七条 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、<u>博物館廃止届(第五号様式)</u>を教育委員会に提出して<u>行うものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(登録事項等の変更の届出)</p> <p>第五条 法第十三条第一項の規定による<u>登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届</u>を教育委員会に提出して<u>行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(博物館の廃止の届出)</p> <p>第六条 法第十五条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、<u>博物館廃止届</u>を教育委員会に提出して<u>行なうものとする。</u></p> <p><u>(告示)</u></p> <p>第七条 <u>教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更登録又は登録の取消若しくはまつ消を行なつたときは、その旨を告示するものとする。</u></p>
--	---

## 議案第 8 号

### 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び 県有形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 46 号）第 4 条第 1 項、第 24 条第 5 項及び第 30 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、県技芸の保持者として追加認定し、及び県有形民俗文化財に指定する。

#### 1 県重宝に指定するもの

種 別	名称及び員数	所在地	所有者
県重宝 (絵画)	絹本著色阿弥陀如来像 一幅	弘前市大字新寺町 165 (法源寺)	宗教法人 法源寺
県重宝 (書跡、典籍)	刊本「自然真営道」 三巻	八戸市大字糠塚字下道 2-1 (八戸市立図書館)	八戸市

#### 2 県技芸保持者に追加認定するもの

種 別	名 称	保持者住所	氏 名
県技芸	根笹派大音笹 流錦風流尺八	弘前市大字豊原二丁目 13-17	ベランド ジョン ニコラス

#### 3 県有形民俗文化財に指定するもの

種 別	名称及び員数	所在地	所有者
県有形民俗 文化財	熊野本地絵巻 二巻 附 模写 二点	下北郡東通村大字田屋字 家ノ上 29-2 (東通村歴史民俗資料館)	東通村

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和5年3月（2月1日～3月21日分）

青森県教育委員会

#### 事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 下北地域の高等学校 教諭（40歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和4年4月22日（金）の勤務終了後、自家用車でむつ市内の飲食店へ出かけ、同僚1人とともに飲酒し、運転代行を利用して帰宅した。
- ・ 翌日、自宅駐車場にある車を確認した際、ナンバープレートが外れ、バンパーに傷がついた状態であったため、警察に相談したところ、近所で物損事故があり、当該民家の前にナンバープレートが落ちていたことなどから、飲酒運転の疑いで取り調べを受けることとなった。
- ・ 令和4年12月27日（火）、道路交通法違反による略式命令（罰金35万円）を受けた。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和5年2月17日

#### 事案2 ①被処分者 西北地域五所川原市の小学校 事務職員（22歳 男性）

②事件の概要等

- ・ 令和4年6月から7月にかけて、学校徴収金等を自分の机の引出しに保管した上、812,150円を一時的に紛失し、自宅で発見するという不適正な処理を行ったもの。

③処分内容 減給1月

④処分年月日 令和5年3月6日

事案3 ①被 処 分 者 中南地域弘前市の小学校 教諭 (54歳 男性)

②事件の概要等 人身事故 (治療期間が15日未満)、信号無視

- ・ 令和4年9月13日 (火) 午後6時頃
- ・ 弘前市内の県道
- ・ 自動車を運転中、交差点で赤信号のため停車していたところ、青信号になったものと勘違いして発進したことにより、左側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したものの。
- ・ 事故の相手方 (女性1名 15日未満の加療)

③処 分 内 容 戒告

④処分年月日 令和5年3月20日

# 参 考 資 料

第 8 9 0 回定例会（令和 5 年 3 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1
- 議案第 1 号  
「学校における働き方改革プラン」について P 2
- 議案第 2 号  
青森県文化財保護審議会委員の人事について P 3
- 議案第 7 号  
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について P 5
- 議案第 8 号  
県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県有形民俗文化財の指定  
について P 6 ~P21

令和4年度一般会計補正予算（第6号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△973,836千円
現計予算額	123,334,300千円
補正後の予算額	122,360,464千円

◎要求の主なもの

○人件費分 △480,580千円

教育行政費	11,180千円	
教職員人事費	△353千円	
教育指導費	△5,445千円	
小学校費	△55,225千円	
中学校費	△127,734千円	
高等学校総務費	△156,536千円	
高等学校管理費	△4,973千円	
特別支援学校費	△132,076千円	
社会教育振興費	△6,186千円	
文化財保護費	△1,006千円	
三内丸山遺跡センター費	△1,934千円	
保健給食振興費	△292千円	
○事務局等分		△9,009千円
○学校分		△471,571千円
精査による給与費の増減調整		

○人件費以外分 △493,256千円

教育振興費	38,006千円	
特別支援学校費	13,528千円	
○県立学校校内LAN整備事業（無線LANアクセスポイント）		51,534千円
青森県GIGAスクールネットワーク用の無線LANアクセスポイントを県立学校の職員室に整備するのに要する経費		
社会教育振興費	1,886千円	
○総合社会教育センター指定管理料（光熱費高騰分）		1,886千円
総合社会教育センターの光熱費高騰に伴う指定管理委託料の増額に要する経費		
体育振興費	52,530千円	
○体育施設運営管理費		52,530千円
県有体育施設の光熱費高騰及び使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額に要する経費		
教育委員会費ほか24目	△599,206千円	
○事業費の精査		△599,206千円



# 学校における働き方改革プランの概要 (令和5年度～令和7年度)

参考資料  
議案第1号関係

## (策定の趣旨)

- ・ 県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組む必要がある内容を示したもの
- ・ 各取組主体（県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会及び市町村立学校）の役割を明らかにし、県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら取組を推進

## 職場としての学校が目指す姿（目的）

- ① ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことができる
- ② 子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができる

## (本県の状況)

- 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の推移
- 市町村における基本方針・実施計画等の策定状況（R4.11時点）

高校	R1	41.1%	⇒	R3	31.9%
特支	R1	11.4%	⇒	R3	9.3%

[R1 9市町村 ⇒ R4 27市町村]

※「在校等時間の上限方針」又は「学校における働き方改革を推進するための具体的な指針やプラン等」のいずれか一つでも策定している市町村の数

## 取組期間

令和5年度～令和7年度（3年間）

## 目標1

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少  
特に、月80時間を超える教職員のゼロを目指す

## 目標2

「子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合」の増加

## 目標3

全市町村における在校等時間の上限方針及び基本方針・実施計画等の策定

## 県教育委員会

- (役割)
- ・ 本県の学校における働き方改革プランの策定・進捗管理
  - ・ 市町村教育委員会への指導、助言又は援助

### (取組内容)

- (1) 組織マネジメントに関する方策
- (2) 働きやすい環境を構築するための方策
- (3) 部活動による負担を軽減するための方策
- (4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
- (5) 外部対応による負担を軽減するための方策

指導・助言

## 市町村教育委員会

- (役割)
- 所管の学校について、
- ・ 働き方改革を推進するための基本方針等の策定、進捗管理
  - ・ 在校等時間の把握の徹底
  - ・ 学校への指導及び支援

指導・助言

## 県立学校

- (役割)
- ・ 校長のリーダーシップの下、本プランに基づき、実情に即した具体的取組の実行

### (取組内容)

- (1) 組織マネジメントに関する方策
- (2) 働きやすい環境を構築するための方策
- (3) 部活動による負担を軽減するための方策
- (4) 会議・打合せを効率化するための方策
- (5) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
- (6) 学校行事の負担を軽減するための方策

## 市町村立学校

- (役割)
- ・ 校長のリーダーシップの下、サービス監督教育委員会の基本方針等に基づき、実情に即した具体的取組の実行

# 青森県文化財保護審議会委員 選任案

現委員（任期：令和4年4月9日～令和6年4月8日）		補欠委員候補								
担当分野	氏名	年齢	住所	職業	委嘱年	在任期間	氏名	年齢	住所	職業
1 県重宝	岡田 俊治	65	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成 28	6				
	斎藤 政人	64	南部町	アレック情報ビジネス学院 建築科非常勤講師	平成 30	4				
3	石川 善朗	67	弘前市	弘前大学教育学部 非常勤講師	平成 24	10				
4	山田 泰子	62	八戸市	八戸市美術館美術専門監	平成 30	4				
5	上條 信彦	44	弘前市	弘前大学人文社会学部教授	令和 4	0				
6	瀧本 壽史	67	平川市	弘前大学教育推進機構 キャリアアセンタ―特任教授	令和 4	0				
7	藤田 俊雄	65	八戸市	元八戸市立図書館長	平成 24	10				
8 技芸	下田 雄次	50	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2	2				
9 民俗文化財	葉山 茂	48	弘前市	弘前大学人文社会科学部准教授	令和 4	0				
	山田 巖子	61	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15	19				
11	岡田 康博	65	弘前市	三内丸山遺跡センター所長	令和 4	0				
12 記念物	兵藤 勝幸	55	藤崎町	藤崎造園 代表	平成 30	4				
	岡田 あゆみ	56	十和田市	北里大学獣医学部教授	令和 2	2				
14	山岸 洋貴	46	弘前市	弘前大学農学生命科学部准教授	平成 30	4				
15 学校教育	柴田 眞理子	69	青森市	元県立青森戸山高等学校校長	平成 26	8	小形 浩子	62	平内町	元青森市立原別小学校 校長

参 考 資 料  
第 2 号 選 任 案

※年齢はR5. 1. 1現在

## 青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

### 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）

（地方文化財保護審議会）

第 1 9 0 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 青森県文化財保護審議会条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 4 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 2 5 年 5 月 3 0 日法律第 2 1 4 号）第 1 9 0 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、1 5 人以内の委員で組織する。

2 （略）

（委嘱及び任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

## 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号（抜粋））

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（都道府県の教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

## 県重宝（絵画）の指定について

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（絵画）  |
| 2 | 名称及び員数 | 絹本 著色阿弥陀如来像 一幅<br><small>けんぼんちやくしよくあみだによらいぞう</small> |
| 3 | 所在地    | 弘前市大字新寺町165 法源寺                                      |
| 4 | 所有者    | 宗教法人 法源寺   |
| 5 | 構造及び形式 | 絹本著色掛幅装  |
| 6 | 法 量    | 本紙 縦101.8cm、横37.8cm 表装 縦187.0cm、横54.2cm              |

### 7 由緒及び沿革

法源寺は真宗大谷派の寺院で、本尊は阿弥陀如来である。

当寺は、文明13（1481）年、油川（現青森市）に敬了によって開基。天正10（1582）年浪岡に移り、その後津軽つがるためのぶ為信により弘前城下へ移転した。慶安4（1651）年、現在地である新寺町へ移った。

絹本著色阿弥陀如来像の作者、制作年は不詳で、来歴や伝承も寺院には伝わっていないため、法源寺がどのような経緯でこの絵像を所有したかは不明である。

### 8 絵画の特徴

正面向きで立ち姿の阿弥陀如来像。蓮華座れんげざ上に立ち、右手を胸前にあげ掌を見せ一二指を捻じ、三四指はやや曲げて五指を離してのぼす。左手は体側に沿って垂らし、やはり掌を見せて一二指を捻じる、来迎印らいごういんの形。長身で均衡のとれた体軀と着衣の華やかな切金きりかねが特徴的である。

首に三道を表す線を短く引き、開いた両足の間に裾が垂れて台座のうえに接する。衲衣なういを通肩つうけんにまとい、腹前で折り返した部分に右肩から垂れた衣端をはさみこむ。蓮華座は二重の蓮弁れんべんが蓮実部れんじつぶを包む形状だが剥落や傷みがやや目立つ。背景は紺青こんじょうに塗られ、彫塗り状に48筋の後光を表している。光条の中心に金泥線が確認できるものもある。

頭光かぶしは外縁を現状銀灰色で表し、内側は退色しているが紺青ふさいの賦彩だったため阿弥陀如来の頭髪につけいしゆと見分けにくくなっている。肉髻珠にっけいしゆは丹のような赤色で表し、髪かみの生え際は水色の線が目立っているが、退色のためであろう。白毫びやくごうは白色だが左半分が剥落

している。肉身部は当初皆金色<sup>かいこんじき</sup>だったが現状では大半の金が剥落している。

着衣部分は淡褐色の地に切金を稠密<sup>ちようみつ</sup>に施していて、布の凹凸や襷に即した丁寧な表現で、卍つなぎ、籠目、網目、花文など部位ごとに異なる繊細な文様を見せている。着衣の外縁は一般の真宗系阿弥陀絵像通例の太い切金で表すことはなく、鎌倉時代の本格的仏画に近い特徴である。

面貌はすぐれた描写で、鼻梁線を控えた以外は鎌倉時代13世紀作の京都市禅林寺本<sup>ぜんりんじほん</sup>山越阿弥陀図<sup>やまごしあみだず</sup>（国宝）の面貌などにきわめて近い。ただ禅林寺本と比較すると耳の描写がやや簡略になっている。

如来の肉身や光条の金彩、蓮華座の緑青など剥落した部分、絹も背景など傷んで失われた箇所も少なくないが、如来像そのものは面貌から着衣の切金に至るまでよく残っている。また金彩が剥落したがゆえに顔の輪郭線や手指など下描きの墨線と薄赤い線が確認でき、三道の位置が変わり小鼻が縮小されるなど完成に至る変化が知られる。

絹が落ちて痛んだ箇所はかなりあって補絹されているが、中世の礼拝画像として一般的なレベルである。

## 9 文化財の現況

寺院内に適切に保管されている。

顔の部分と腹部に裏打ちが固いために生じた折れがあり、早い段階での改装が望まれる。数か所カビの痕跡があるが、現在は安定している。

## 10 指定事由

真宗の阿弥陀如来絵像は室町時代以後多数制作されているが、阿弥陀如来の像容は平板で形式化したものがほとんどで、仏画としての精神性や緊張感に乏しく、48条の光背が目立つ荘嚴具的な傾向が強い。しかし、本像はむしろ鎌倉時代後半の<sup>どくそんあみだ</sup>独尊阿弥陀<sup>らいごうず</sup>来迎図にきわめて近く、堂々とした長身と充実した面貌描写、的確な描線、技巧をこらした切金など真宗とはあまり接点のない正統的な絵仏師によるものである。

画絹も鎌倉時代後半から南北朝時代にかけての頃の特徴を示していて、制作時期は14世紀と推定され、現存する真宗系の阿弥陀如来単独の絵像では最も早く、こうした形式が成立した最初期のものであろう。

真宗の絵像本尊という範疇を超え、鎌倉時代ないし南北朝時代初期の阿弥陀如来像として高く評価される。

写真図版 1



全幅



絵像拡大

写真図版 2



上半身



下半身



禅林寺 山越阿弥陀図



法源寺 阿弥陀如来像

禅林寺山越阿弥陀法源寺像比較



## 県重宝（書跡、典籍）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（書跡、典籍）
- 2 名称及び員数 刊本「自然真営道」 三巻  
かんぽん しぜんしんえいどう
- 3 所在地 八戸市大字糠塚字下道 2-1 八戸市立図書館
- 4 所有者 八戸市
- 5 構造・形式及び法量  
[寸法] 縦 27.3×横 18.3×厚さ 0.9 cm。本文枠は縦 20.4×15.1 cm。  
[紙数] 巻一 28 丁、巻二 37 丁、巻三 35 丁

### 6 由緒及び沿革

本史料は、昭和 48(1973)年に南郷村(現八戸市)島守の村上壽一としかず氏宅の土蔵から発見された。平成 9(1997)年 5 月 20 日付で村上家より八戸市立図書館に寄託された。平成 10(1998)年 6 月 23 日、八戸市有形文化財に指定。令和 2(2020)年 10 月 19 日、村上家より八戸市に寄贈された。

### 7 文化財の特徴

刊本「自然真営道」とは、江戸時代の医師であり思想家の安藤昌益あんどうしょうえきの著書であり、国内に八戸市立図書館所蔵本（八戸本）、慶應義塾大学所蔵本（慶應本）、北野天満宮所蔵本（北野天満宮本）の三組がある。いずれも奥付に「寶暦三 癸酉みずのととり(1753)三月」と記されている。

八戸本は江戸の書林松葉清兵衛まつばせいべえと京都の小川源兵衛おがわげんべえが共同版元となり発行された初版本である。一方、慶應本と北野天満宮本は京都の書林小川源兵衛が刊行した後刷り本である。この違いは、初版本に収められた「暦道之自然論こよみどうのしぜんろん」が享保 7(1722)年に制定された「幕府出版条目」の第一条「みだりに異説を成すの儀」に触れたことから、後刷り本では「くにぐに 国、しぜんのきこうろん 自然之氣行論」へ差し替えられていることにある。

刊本「自然真営道」は、安藤昌益思想の成立あるいは発現の書とされ、その内容は医学が拠って立つべき自然哲学の原理、すなわち「自然真営ノ道」を明らかにしようとしたもので、自ら医に携わるものとして「医業」がどうあるべきかを、率直に述べたものである。

本書には、安藤昌益の高弟である<sup>かみやませんあん</sup>神山仙庵の署名と「<sup>としとき</sup>寿時」の捺印がある。本文の行間および欄外には、仙庵の筆によると思われる多くの注記が認められる事から、仙庵がかつて所蔵していた可能性が極めて高い。また仙庵の孫で、和算家の<sup>かみやまよしすけ</sup>神山由助久品(～1859)が、江戸転居時に村上家当主の3代松前屋治五平<sup>じごへい</sup>の学問好みに期待して書籍類を託したと考えられている。

## 8 文化財の現況

八戸市立図書館では、中性紙封筒・中性紙箱に入れ、空調装置のある3階の古文書庫で保管している。巻一は若干のシミ有るも読解に支障は無い。巻二は上部に若干のシミ、僅かな虫喰いあるも、残存状況良好である。巻三は上部にシミ有るも、読解に支障は無い。

## 9 指定事由

刊本「自然真営道」は、全国に3組しか現存しておらず、なかでも八戸市の所有する本は唯一の初版本である。その後の刊本と比べ安藤昌益の思想がもっとも忠実に現れていると考えられ、昌益の思想を研究するうえで根本史料となるものである。

また、元々の所有者が昌益の一番弟子の神山仙庵であり、仙庵自身の読みと修正が伺えるとともに、昌益の教えに迫ることもできることから、史料的な価値は極めて高く、指定に値する。

【写真】

(写真1) 卷一～卷三 表紙



(写真2) 卷一～卷三 卷頭



(写真3) 卷一 序



(写真4) 卷一 自序



(写真5) 卷一 目錄



(写真6) 卷一 目錄



(写真7) 卷一 卷頭



(写真8) 卷一 卷末



(写真9) 卷二 卷頭



(写真10) 卷三 表紙裏・卷頭



(写真11) 卷三 曆道之自然論



(写真12) 卷三 奥付



## 県技芸の保持者の追加認定について

- 1 文化財の種別 県技芸
- 2 名称及び指定年月日 ねざさはおおねざさりゅうきんがうりゅうしゃくはち 根笹派大音笹流錦風流尺八（昭和56年6月23日）
- 3 保持者氏名及び住所 ベランド ジョン ニコラス 弘前市大字豊原二丁目13-17

### 4 由緒及び沿革

根笹派大音笹流錦風流尺八は、昭和56年6月23日に県技芸に指定された。

弘前藩9代藩主寧親（1761年～1833年）の命により、小納戸役のよしぎきはちやこうどう いっしゅくし吉崎八彌好道（一夙子）が、文化12（1815）年一月寺に入門して習得し、文政元（1818）年に帰藩し伝えたものといわれる。その後、ばんゆうぞうたてゆき にゅういえいすげたけとも伴勇蔵建之、げつえい つしまけんしろう こしろう おりとせいすけ によげつ じんひさ お によどう乳井永助建朝（月影）、津島賢四郎（孤松）、折登清助（如月）、神久雄（如道）等によって津軽地方で継承されてきた。「津軽十調子」つがるじっちょうしといわれる独特の曲があり、更に奏法上の技巧であるコミ、ナヤシ、チギリが特徴となっている。

### 5 曲目

「津軽十調子」と呼ばれる以下の伝承曲がある。

- 1 調、2 しらべ さが は まつかぜ しらべ下り葉、3 松風の調・松風、4 さんやすががき三谷清攬、5 し し獅子、6 ながしれいぼ流鈴慕、
- 7 とおり かどづけ はちかえ こくう通里、8 門附、9 鉢返し、10 虚空

ふほん譜本によって収録曲は異なるが、他にながれろくだん みやぎれいぼ つる すごもり流六段、宮城鈴暮、鶴の巣籠などの曲も伝える。

### 6 文化財の現況

指定当初の県技芸保持者4名は既に逝去し、認定解除となっている。現在は、県技芸保持者であった故後藤清蔵門弟のすどうしゅうほう須藤脩鵬氏、藤田昌宏（ちくしん竹心）氏及び平尾雄三（ちくほう竹朋）氏、故松岡俊二郎門弟の山田史生氏、故松山定之助門弟のまつやまていのすけ高橋勝良（とうげつ濤月）氏の5名が追加認定されている。

### 7 認定事由

県技芸保持者である山田史生氏に師事し、津軽十調子を全て習得しており、各曲を演奏する技量を有している。尺八を製作する製管師であり、国内外に向けて青森県の古典尺八文化を周知する活動を展開し、後継者育成にも努めていることから、県技芸保持者に値する。



## 県有形民俗文化財の指定について

- |   |        |                                  |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 文化財の種別 | 県有形民俗文化財                         |
| 2 | 名称及び員数 | くまのほんちえまき 熊野本地絵巻 二巻 つけたり 附 模写 二点 |
| 3 | 所在地    | 下北郡東通村大字田屋字家ノ上29-2 東通村歴史民俗資料館    |
| 4 | 所有者    | 東通村                              |
| 5 | 構造及び形式 | 紙本著色 卷子装 楮紙                      |
| 6 | 法 量    | 全紙長 巻一 1,102.1cm 巻二 1,299.4cm    |
| 7 | 由緒及び沿革 |                                  |

「熊野本地絵巻」は、東通村目名の里修験であった菊池家（不動院、または三光院）旧蔵資料で、平成13年に古文書202点、能舞の道具とともに東通村に寄贈されたものである。

東通村目名の不動院は、縁起類では中世に下北半島に定着したと主張し、17世紀には各集落の祭祀に関わっていたことが棟札などから明らかにされている。不動院の旧蔵資料から、当初は田名部一円の霞<sup>かすみ</sup>支配を認められており、やがて下北各地の修験の台頭によって霞の縮小を余儀なくされたが、法頭役としての地位は確保していたことが読み取れる。不動院の唱導<sup>しょうどう</sup>の中心は、獅子頭を用いて霞場の村々での祈禱を行う「権現廻し<sup>ごんげんまわ</sup>」であった。明治以降も菊池家は、ホンシャマ（法印様）、ホンゲンサマ（法眼様）と呼ばれ、目名熊野堂を守りながら、加持祈禱を行い、能舞の中心となる家として存在を示してきた。

本絵巻は東通村に寄贈される前は損耗が激しく、裏打ちを欠いた断簡の状態が残っていた。この縁起が近代以降も必要とされたと推測されるのは、模写が近代以降に作られているからである。また、「熊野縁起」の物語が伝説化したものを東通村目名出身の女性が語っており、唱導の痕跡が見いだされる。熊野信仰の唱導とともに、里修験の家の宗教性を示すものとして、活用されてきたことがうかがえる。

### 8 文化財の現況

断簡を整理し、裏打ちを行い、卷子装に修復し、東通村歴史民俗資料館内に保管さ

れている。

## 9 指定事由

東通村目名の「熊野本地絵巻」は、現存する伝本の中で、最北に位置するものである。

「熊野権現縁起絵巻」「熊野の本地絵巻」などの名で呼ばれる、熊野三社の縁起絵巻は室町時代終わりの16世紀から盛んに描かれていて、代表格とも言える和歌山県立博物館蔵の姉崎家昌筆本は寛永14(1637)年制作である。その画風は室町時代から近世初めに流行したお伽草子の稚拙で素朴な表現の流れにある。目名不動院伝来の本絵巻はその和歌山県博本と同種のものだが、山や雲の描写などに固さがあり、関西方面からもたらされた原本を17ないし18世紀に転写したものと思われる。それは料紙がお伽草子系ではあっても簡略に過ぎることからもうなずける。

人物や動物の描写には生き生きした面もうかがえ、筆者の関心や祖本となった絵巻のできばえが看取される。転写本とは言え、青森県下では唯一のお伽草子系絵巻として貴重で、絵画作品としても重要である。

一方、本絵巻の本文は、天理図書館蔵元和八(1622)年絵巻より以前のもものと推測されている。

「熊野本地絵巻」の現存資料は2002年の段階で37本と数えられており、東北地方のものは見いだせなかったが、その後の調査で、東北地方には、福島県南会津町の宮本熊野神社蔵「くまの、ほんち」(1540年 奥書)、秋田県大仙市満友寺蔵「くまの、ほんち」(江戸時代)があることが知られた。本絵巻は、これらの伝本とともに熊野信仰の東北地方への伝播を示すものである。それと同時に、国指定の重要無形民俗文化財「能舞」を束ねる家の持つ宗教性を示すものとして重要な意味を持つ。また絵巻の使用の痕跡や受容が確認できるものとしても貴重である。



写真図版 1



熊野本地絵巻 外装



熊野本地絵巻 卷一 絵・詞書



熊野本地絵巻 卷二 絵



熊野本地絵巻 卷一 絵 拡大



熊野本地絵巻 卷一 絵 拡大



写真図版 4



菊池英一氏 祈祷



菊池家 オクノイン 祭壇



熊野堂



版木



修験呪具



権現様